特記仕様書への記載例

第〇条　週休２日工事について

本工事は、週休２日で実施するものとする。

実施については、五條市市長公室契約検査課ホームページで公開している五條市週休２日工事実施要領（令和８年１０月１日施行）により行うものとする。

（工事成績評定）

発注者は週休２日の対象工事において、週休２日が達成できた場合は、工事成績評定において評価するものとする。

また、提出された工程表が週休２日を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。